

# これからの教育や地方創生の動向に関する参考資料

- 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について……………P. 1
- 高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、  
大学入学者選抜の一体的改革について…………… P. 3
- 小中一貫を行う新たな学校種の制度化について……………P. 5
- 学校の教職員構造の転換(チーム学校の推進)について……………P. 7
- 地方創生について(まち・ひと・しごと創生総合戦略)……………P. 9

# 初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について(中教審諮問事項)

## 趣旨

- ◆ 子供たちが成人して社会で活躍する頃には、生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等により、社会や職業の在り方そのものも大きく変化する可能性。
- ◆ そうした厳しい挑戦の時代を乗り越え、**伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら価値の創造に挑み、未来を切り開いていく力が必要。**

- ◆ そのためには、教育の在り方も一層進化させる必要。
- ◆ 特に、学ぶことと社会とのつながりを意識し、「何を教えるか」という知識の質・量の改善に加え、「**どのように学ぶか**」という、**学びの質や深まりを重視することが必要。**また、学びの成果として「**どのような力が身に付いたか**」という視点が重要。

## 審議事項の柱

### 1. 教育目標・内容と学習・指導方法、学習評価の在り方を一体として捉えた、 新しい時代にふさわしい学習指導要領等の基本的な考え方

- これからの時代を、自立した人間として多様な他者と協働しながら創造的に生きていくために**必要な資質・能力**の育成に向けた**教育目標・内容の改善**
- 課題の発見・解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習(いわゆる「**アクティブ・ラーニング**」)の充実と、そうした学習・指導方法を教育内容と関連付けて示すための在り方
- 育成すべき資質・能力を育む観点からの**学習評価の改善**

### 2. 育成すべき資質・能力を踏まえた、新たな教科・科目等の在り方や、※詳細については、3ページ目以降 既存の教科・科目等の目標・内容の見直し

### 3. 学習指導要領等の理念を実現するための、 各学校におけるカリキュラム・マネジメントや、学習・指導方法及び評価方法の改善支援の方策

- 各学校における教育課程の編成、実施、評価、改善の一連の**カリキュラム・マネジメント**の普及
- 「**アクティブ・ラーニング**」などの新たな学習・指導方法や、新しい学びに対応した評価方法等の **開発・普及**

# 育成すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化（イメージ）

## 教育の普遍的な目的・目標

- 教育基本法に規定する教育の目的(1条)、目標(2条)等
- 学校教育法に規定する教育の目的・目標、学力の三要素(知識・技能、思考力・判断力・表現力、学習意欲)等

## 時代の変化や子供たちの実態、社会の要請等

生産年齢人口の減少、グローバル化の進展や絶え間ない技術革新等に伴う厳しい挑戦の時代を乗り越え、伝統や文化に立脚し、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら新しい価値を創造し、未来を切り開いていく力が必要。

## 新しい時代に必要となる資質・能力の育成

- ◆自立した人間として、他者と協働しながら創造的に生きていくために必要な資質・能力
- ◆我が国の子供たちにとって今後重要と考えられる、何事にも主体的に取り組もうとする意欲や、多様性を尊重する態度、他者と協働するためのリーダーシップやチームワーク、コミュニケーションの能力、豊かな感性や優しさ、思いやり等

## 何ができるようになるか

## 育成すべき資質・能力を育む観点からの 学習評価の充実

### 何を学ぶか

## 育成すべき資質・能力を踏まえた 教科・科目等の新設や目標・内容の見直し

- ◆ グローバル社会において不可欠な英語の能力の強化(小学校高学年での教科化等)や、我が国の伝統的な文化に関する教育の充実
- ◆ 国家・社会の責任ある形成者として、自立して生きる力の育成に向けた高等学校教育の改善等

### どのように学ぶか

## 育成すべき資質・能力を育むための 課題の発見・解決に向けた主体的・協働的 な学び（「アクティブ・ラーニング」）

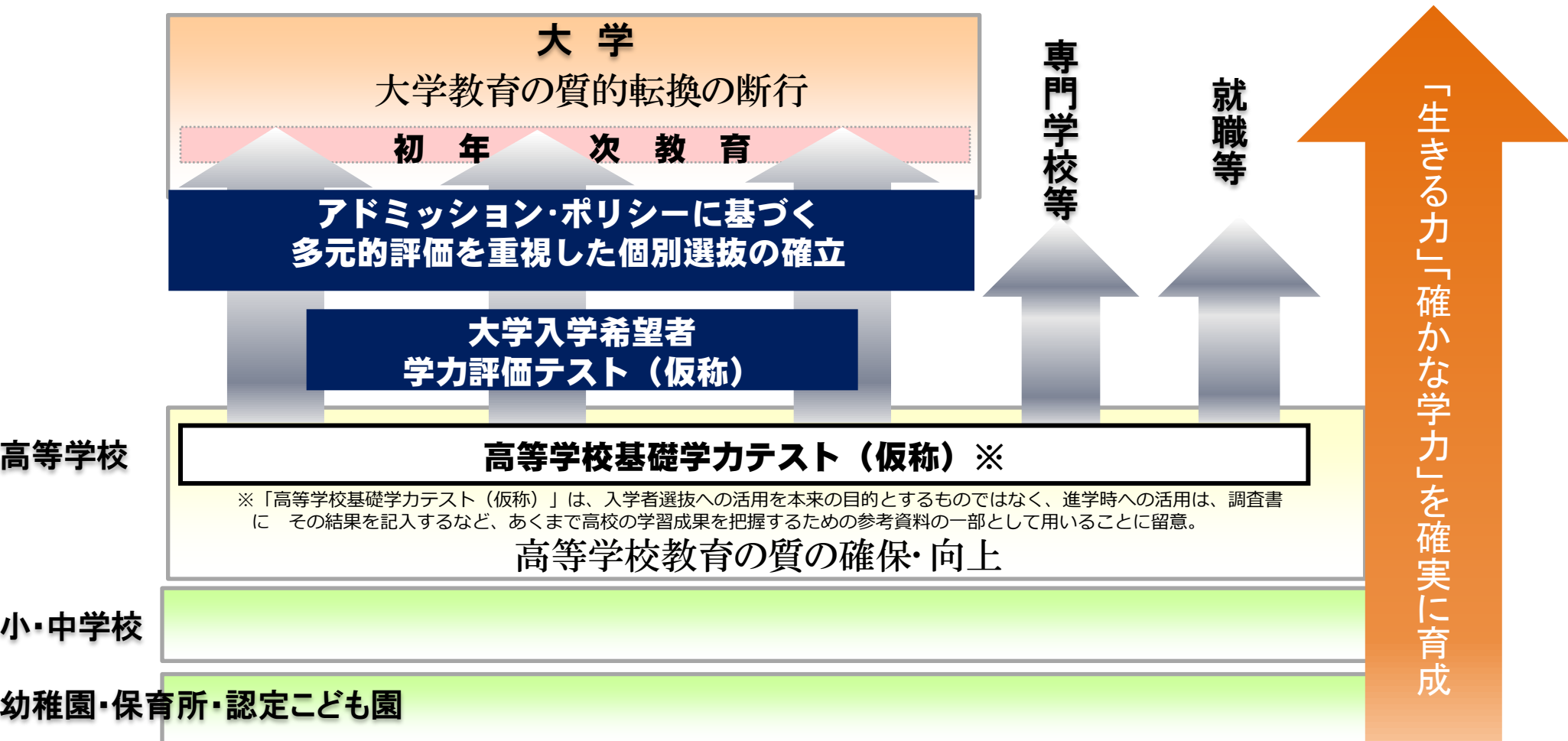
- ◆ ある事柄を知っているのみならず、実社会や実生活の中で知識・技能を活用しながら、自ら課題を発見し、主体的・協働的に探究し、成果等を表現していけるよう、学びの質や深まりを重視。

## 理念を実現する 環境作り

- ◆各学校のカリキュラム・マネジメント支援
- ◆新たな学習・指導方法や評価方法の更なる開発や普及を図るための支援

# 高大接続の実現に向けた高等学校教育、 大学教育、大学入学者選抜の一体的改革

- 新たな時代を見据えた教育改革を進めるに当たり重要なことは、子供たち一人ひとりに、それぞれの夢や目標の実現に向けて、自らの人生を切り拓き、他者と助け合いながら、幸せな暮らしを営んでいける力を育むための、初等中等教育から高等教育までを通じた教育の在り方を示すこと。
- 高等学校教育及び大学教育においては、義務教育までの成果を確実につなぎ、それぞれの学校段階において「生きる力」「確かな学力」を確実に育み、初等中等教育から高等教育まで一貫した形で、一人ひとりに育まれた力を更に発展・向上させる必要。



※「高等学校基礎学力テスト（仮称）」は、入学者選抜への活用を本来の目的とするものではなく、進学時への活用は、調査書にその結果を記入するなど、あくまで高校の学習成果を把握するための参考資料の一部として用いることに留意。

# 高大接続の実現に向けた一体的改革(高大接続改革実行プラン(概要))

## プランの趣旨

平成27年1月16日 文部科学大臣決定

「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について」(平成26年12月22日中央教育審議会答申)を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを明示し、体系的かつ集中的な施策展開を図る

## 具体的な施策

### 1 各大学の個別選抜の改革

多様な背景を持った学生の大学への受け入れが促進されるよう、大学入学希望者の能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する大学入学者選抜に改革

特に、各大学の個別選抜においては、教育カリキュラムや教育改革と連動した入試改革を進めるため、アドミッション・ポリシーに基づき、学力の三要素を踏まえた多面的・総合的な選抜方法を促進

### 2 「高等学校基礎学力テスト(仮称)」及び「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の実施

高等学校教育・大学教育・大学入学者選抜を通じて、学力の三要素をはじめとした、これからの時代に求められる力を育成・評価するために、学力評価のための新テストの在り方について一体的な検討を行うとともに、新テストの一体的実施や新たな評価方法の開発等を行う組織を整備

### 3 高等学校教育の改革

義務教育までの成果を確実につなぐとともに高等学校教育の質の確保・向上を図り、生徒に、国家と社会の形成者となるための教養や行動規範、自分の夢や目標をもって主体的に学ぶ力を身につけさせる

### 4 大学教育の改革

多面的・総合的な評価等の大学入学者選抜改革と連動して、多様な学生が切磋琢磨し相互に刺激を与えながら成長する場を創成するとともに、大学教育の質的転換を断行し、学生が高等学校教育までに培った力をさらに発展・向上させ、予測困難なこれからの社会に出て自ら答えのない問題に対して解を見出していく力を身につけさせる

#### ○個別選抜改革を推進するための法令改正【平成27年度中を目途に改正】

- ・ アドミッション・ポリシー(入学者受入の方針)、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)、カリキュラム・ポリシー(教育課程の編成・実施の方針)の一体的な策定について義務付ける
- ・ 認証評価に関する省令を改正し、認証評価の評価項目に入学者選抜を明記

#### ○大学入学者選抜実施要項の見直し【平成28年度大学入学者選抜実施要項(平成27年度)以降順次実施】

- ・ 適切なルールの下での入学者選抜全体の多面的・総合的な評価への転換を図るため、一般入試、推薦入試、AO入試の区分を廃止した新たなルールを構築するために、大学入学者選抜実施要項を見直す

#### ○アドミッション・ポリシーの明確化【平成26年度中に事例集、平成27年度中にガイドライン作成】

- ・ 事例集やガイドラインの作成・提供

#### ○個別選抜改革の推進のための財政措置【取組の推進、財政措置の在り方を検討し平成27年夏を目途に具体策を取りまとめる】

#### ○「高等学校基礎学力テスト(仮称)」は平成31年度から、「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」は平成32年度からの実施を目指し、専門家の知見を活用しつつ、一体的な検討を実施

- ・ 平成27年中を目途に専門家会議の検討結果をとりまとめ
- ・ 平成29年度初頭に「新テストの実施方針」を策定・公表
- ※新テストの出題内容や範囲、プレテストの実施内容やスケジュール、正式実施までのスケジュール
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成29年度中を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成30年度中を目途にプレテストを実施
- ・ 「高等学校基礎学力テスト」は平成30年度初頭を目途に、「大学入学希望者学力評価テスト」は平成31年度初頭を目途に「実施大綱」(新テストの具体的内容)を策定・公表

#### ○新テストの実施主体の設立【平成29年度を目途に設立】

- ・ 独立行政法人大学入試センターを改組した新たな組織は、新テストの実施、個別選抜等の支援、専門人材の育成、入学者選抜や学力評価についての新しい方法の開発等を目的とする

#### ○課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びの推進と高等学校教員の資質能力の向上【速やかに実施】

- ・ 課題の発見と解決に向けた生徒の主体的・協働的な学習・指導方法の充実のために必要な方策について検討し、普及を図る
- ・ 教員の養成・採用・研修の改善について、中央教育審議会で具体的な方策の検討を行い平成28年度中を目途に制度改正

#### ○多様な学習活動・学習成果の評価【平成28年度中に調査書や指導要録を改訂】

- ・ 専門家会議で検討を行い、調査書や指導要録を改訂

#### ○学習指導要領の見直し【平成28年度中に答申】

- ・ 高等学校学習指導要領について、①「何を教えるか」ではなく「どのような力を身に付けるか」の観点に立って、②そうした力を確実に育むため、指導内容に加えて、学習方法や学習環境についても明確にしていく観点から見直しを行う

#### ○大学教育の質的転換【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 各大学において、全学的な教学マネジメントの下で、双方向の授業や主体的な学修への転換が促進されるための法令改正(SDの義務化をはじめとする学長を補佐する体制の充実)を実施

#### ○学生の学修成果の把握・評価の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 認証評価制度について、学修成果や内部質保証(各大学における成果把握と改善の取組)に関する評価を推進

#### ○大学への編入学等の推進【平成27年度中を目途に制度改正】

- ・ 高校専攻科修生の大学への編入学について、中央教育審議会における検討結果を踏まえ、必要な制度改正を実施



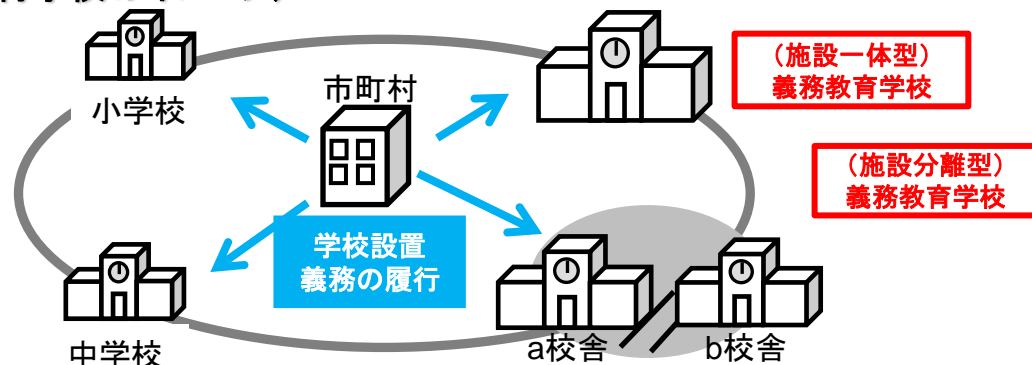
# 小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化(法律案の概要)

## 1. 学校教育法等の一部を改正する法律案(概要)

※ 就学指定、教育課程の特例等については、政省令で規定する予定

趣旨・ 位置付け	<input type="checkbox"/> 学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小・中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」を新たな学校の種類として規定(学校教育法第1条関係)
設置者・ 設置義務	<input type="checkbox"/> 国公私いずれも設置が可能(学校教育法第2条関係) <input type="checkbox"/> 市区町村には、公立小・中学校の設置義務があるが、義務教育学校の設置をもって設置義務の履行(学校教育法第38条関係)
目標・ 修業年限	<input type="checkbox"/> 義務教育学校の目的:心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すこと(学校教育法第49条の2関係) <input type="checkbox"/> 9年(小学校・中学校の学習指導要領を準用するため、前期6年と後期3年の課程に区分)(学校教育法第49条の4及び第49条の5関係)
教職員関係	<input type="checkbox"/> 市区町村立の義務教育学校の教職員給与は、国庫負担の対象(義務教育費国庫負担法第2条関係) <input type="checkbox"/> 小学校と中学校の免許状の併有を原則(当分の間は例外あり)(教育職員免許法第3条及び附則第20項関係)
施設整備	<input type="checkbox"/> 施設費国庫負担・補助の対象(小・中学校と同様に、義務教育学校の新築又は増築に要する経費の1/2を負担等)(義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第3条及び第12条関係)

(参考:義務教育学校のイメージ)



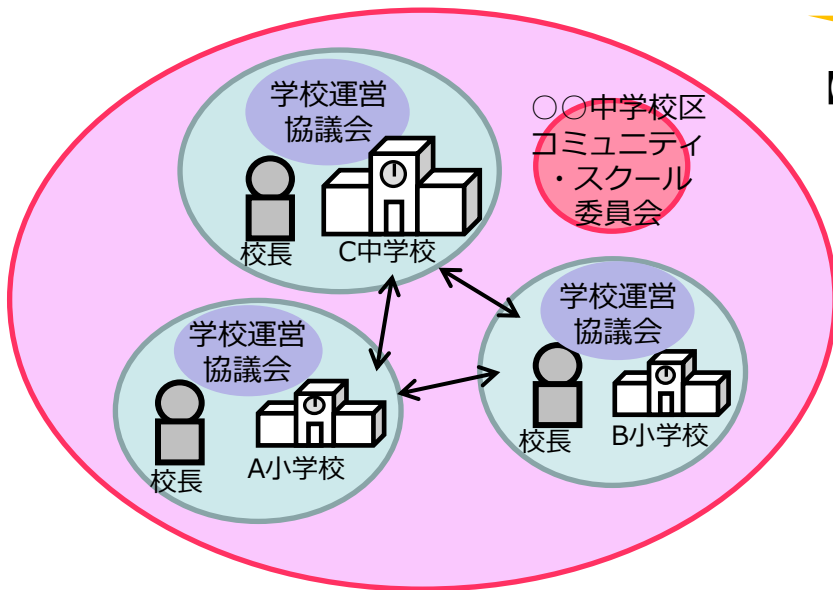
## 2. 施行期日

平成28年4月1日(施行前でも義務教育学校設置のための準備行為は可能)

# 小中一貫教育を行う新たな学校種の制度化(コミュニティ・スクールとの一体的推進)

- 小中一貫教育を実施している学校の15%においてコミュニティ・スクールを導入。
- 小・中学校の学校運営協議会を合同で開催したり委員を兼務させるなど、中学校区全体での情報共有を図る工夫により、地域ぐるみで義務教育9年間の学びを支える体制を構築。

**小中一貫教育とコミュニティ・スクールは、ともに教育改革にとって重要なツールであり、一体となって相乗効果を発揮していくことが求められる。**



【各地域における様々な工夫の例】

- (パターン1)
  - ・全校の学校運営協議会の委員全員を同一メンバーで構成し合同開催。
- (パターン2)
  - ・各校の学校運営協議会に加え、中学校区全体を統括するコミュニティ・スクール委員会を設置。委員は兼務。
- (パターン3)
  - ・各校の学校運営協議会の代表が集うブロック協議会を設置。
- (パターン4)
  - ・合同会議等は開催しないが、一部の委員が兼務。

## <複数の学校で一体的な学校運営協議会を設置するねらい>

- 9年間を通じた目標等の共有による系統的な学校運営の実現
- 指定学校全体としての学校と地域の協働の推進
- 会議を個別・合同と重ねて開催する必要がなく、学校及び委員の負担が軽減され、効率的・効果的な運営が実現
- 単独では設置が厳しい学校における学校運営協議会の設置が拡大

# 学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～

## 我が国の学校現場を取り巻く環境は複雑化・多様化

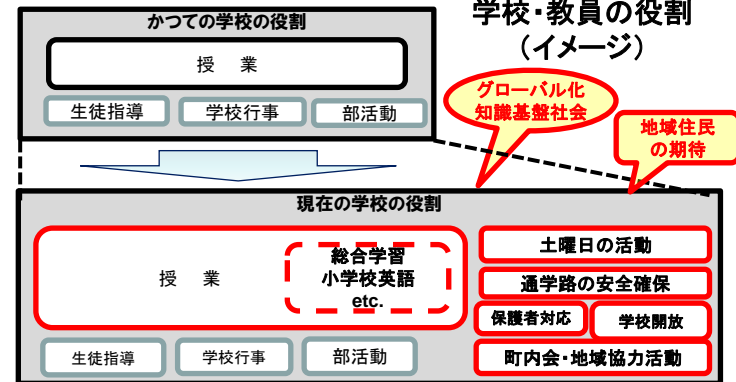
### 1. 教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない

教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%

### 2. 児童・生徒の個別ニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大

### 3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長

日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』



## 中央教育審議会諮問（平成26年7月）

## 「これからの学校教育を担う教職員やチームとしての学校の在り方について」

平成26年11月に第1回作業部会を開催。その後、以下の論点などについて議論中。

- 学校が組織全体の総合力を高め、発揮していくための学校運営の在り方
  - ・ 学校や教職員の職務の在り方
- 教員と事務職員、様々な人材との役割分担や連携の在り方
  - ・ 教員と事務職員の役割分担
  - ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどの職務内容や活用方策
- 管理職や主幹教諭、指導教諭、主任等の在り方
  - ・ 管理職や主幹教諭の在り方など学校の組織運営を充実する方策
  - ・ 管理職の養成・研修

平成27年7月 中間まとめ

答 申（平成27年12月予定）



# 学校の教職員構造の転換 ～チーム学校の推進～

- 我が国の教員の置かれている現状
1. 我が国の学校は教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない。▶教職員総数に占める教員の割合 日:82%、米:56%、英:51%)
  2. 児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大。
  3. 教員の1週間当たり勤務時間は日本が最長。▶日本:53.9時間(参加国平均38.3時間) 出典:『国際教員指導環境調査(TALIS)』

## チーム学校の推進

- ・教員を中心に、多様な専門性を持つスタッフを学校に配置し、**学校の教育力・組織力を向上**。
- ・校長のリーダーシップの下、**教職員や様々な専門スタッフがチームとして適切に役割分担**。
- ・これにより、**教員は授業など子供への指導に一層専念**。



① 教職員(義務標準法で基幹的な教職員として規定):平成27年度において、**900人の新たな定数措置を実施**。

### チーム学校の推進 230人

- 学校マネジメント機能の強化 :100人  
主幹教諭・事務職員の拡充
- 専門人材の配置充実 :100人  
学校司書、ICT専門職員等の専門的な知見を有するスタッフを配置
- 養護教諭・栄養教諭等の配置充実 :30人

### その他の定数改善 670人

- 授業革新等による教育の質の向上 :200人  
従来のような受け身型の授業から、子供達が主体的・協働的に学ぶ課題解決型授業(アクティブ・ラーニング)への転換等を図る。
- 個別の教育課題への対応 :250人
- 学校規模の適正化への支援 :220人

② 資格等を有する専門スタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置拡充 H27予算:4.7億円(対前年度 2億円増)

#### 1. スクールカウンセラーの配置拡充

○小中学校の相談体制の連携促進(200校→300校)

○貧困対策のための重点加配(600校)【新規】

(スクールカウンセラーの主な業務内容)

- ・児童生徒へのカウンセリング、教職員、保護者に対する助言・援助
- ・事件・事故等の緊急対応における児童生徒等の心のケア 等

※このほか、医療的ケアのための看護師の配置(H27予算:約330人)などを計上

#### 2. スクールソーシャルワーカーの配置拡充

○配置数の増 1,466人→2,247人

○貧困対策のための重点加配(600校)【新規】

(スクールソーシャルワーカーの主な業務内容)

- ・福祉関係の関係機関・団体とのネットワークの構築、連携・調整
- ・保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供 等

③ サポートスタッフ:学校の実情に応じ、**補助金等により拡充**。



学習サポーター H27予算:4.1億円(対前年度 8億円増)

○配置人数 8,000人→10,000人

(主な業務内容)

- ・補充学習、発展的な学習への対応
- ・教材開発・作成など教師の授業準備や授業中の補助 等

運動部活動指導の工夫・改善支援 H27予算:3億円(対前年度同)

(主な事業内容)

スポーツ医・科学の知見を有する者等の外部人材の活用や研修の場の整備等指導体制の充実を図る

※このほか、理科の観察実験補助員(H27予算:3,100校)などを計上

# まち・ひと・しごと創生総合戦略(政策パッケージ全体像及び文科省関係概要)

## (1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

### (ア) 地域経済雇用戦略の企画・実施体制の整備

- ◎地域特性や課題を抽出する「地域経済分析システム」の開発
- ◎地域の産官学金労が連携した総合戦略推進組織の整備
- ◎地域を支えるサービス事業主体の在り方の検討・制度整備

### (イ) 地域産業の競争力強化(業種横断的取組)

- ◎包括的創業支援
- ◎地域を担う中核企業支援
- ◎**新事業・新産業と雇用を生み出す地域イノベーションの推進**
- ◎外国企業の地方への対内直接投資の促進
- ◎産業・金融一体となった総合支援体制の整備
- ◎事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援等

### (ウ) 地域産業の競争力強化(分野別取組)

- ◎サービス産業の活性化・付加価値向上
- ◎農林水産業の成長産業化
- ◎観光地域づくり、ローカル版クールジャパンの推進
- ◎**地域の歴史・町並み・文化・芸術・スポーツ等による地域活性化**  
文化・芸術・スポーツを地域資源として戦略的に活用し、地域の特色に応じた優れた取組を展開することで交流人口増や移住につなげるなどの地域活性化の取組を支援。
- ◎分散型エネルギーの推進

### (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ◎若者人材等の還流及び育成・定着支援
- ◎「プロフェッショナル人材」の地方還流
- ◎**地域における女性の活躍推進**  
地域における女性の活躍を推進するため、地方公共団体が行う地域の実情に応じた取組を進める。
- ◎新規就業・就業者への総合的支援
- ◎**大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援**  
大学・高専・専修学校等において地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発等を行うことにより、地域を担う人材育成を促進。
- ◎**若者、高齢者、障害者が活躍できる社会の実現**  
学習活動を通じた高齢者等の地域活動への参画の促進。

### (オ) ICT等の利活用による地域の活性化

- ◎ICTの利活用による地域の活性化
- ◎異常気象や気象変動に関するデータの利活用の促進

## (2) 地方への新しいひとの流れをつくる

### (ア) 地方移住の推進

- ◎地方移住希望者への支援体制
- ◎地方居住の本格推進
- ◎「日本版CCRC」の検討
- ◎「地域おこし協力隊」と「田舎で働き隊」の統合拡充

### (イ) 企業の地方拠点強化、企業等における地方採用・就労の拡大

- ◎企業の地方拠点強化等
- ◎政府関係機関の地方移転
- ◎遠隔勤務(サテライトオフィス、テレワークの促進)

### (ウ) 地方大学等の活性化

◎「**地方大学等創生5か年戦略**」(以下の3つのプランを推進する。)

①**知の拠点としての地方大学強化プラン**(地方大学等の地域貢献に対する評価とその取組の推進)

②**地元学生定着促進プラン**(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)  
学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を活かした教育活動を進め、全小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築。さらに、キャリア教育や地域に誇りを持つ教育を推進。

③**地域人材育成プラン**(大学、高等専門学校、専修学校、専門学校をはじめとする高等学校の人材育成機能の強化、地域産業の振興を担う人材育成)  
地方公共団体や企業等と連携して、地域産業を担う高度な地域人材の育成に取り組む大学や、高度な専門的職業人材の育成を担う高専、専修学校、専門学校等の取組を推進するとともに、専門学校等における職業教育の充実や、卒業生が地元企業等が求める職業能力等を有していることを明らかにする取組を推進する。

## (3) 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

### (ア) 若い世代の経済的安定

- ◎若者雇用対策の推進、「正社員実現加速プロジェクト」の推進
- ◎「少子化社会対策大綱」と連携した結婚・妊娠・出産・子育ての各段階に対応した総合的な少子化対策の推進

### (イ) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援

- ◎「子育て世代包括支援センター」の整備、周産期医療の確保等
- ◎**仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現(「働き方改革」)**
- ◎長時間労働の見直し、転勤の実態調査等

### (ウ) 子ども・子育て支援の充実

子育てや教育に要する費用負担の軽減が重要。「放課後子ども総合プラン」を着実に実施し、一体型を中心とした「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の計画的整備を推進。

◎**子ども・子育て支援の充実**

## (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

### (ア) 中山間地域等における「小さな拠点(多世代交流・多機能型)」の形成

◎「**小さな拠点(多世代交流・多機能型拠点)**の形成

文化・芸術、スポーツ、生涯学習活動などにより、地域コミュニティの活性化を図る。

◎**公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援**

地域コミュニティの核としての学校づくりを目指し、学校統合を検討する場合、小規模校の存続を選択する場合、休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応した市町村の検討や具体的な取組をきめ細かに支援。

### (イ) 地方都市における経済・生活圏の形成

- ◎都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成
- ◎地方都市の拠点となる中心市街地等の活性化を強力に後押しする包括的政策パッケージの策定

### (ウ) 大都市圏における安心な暮らしの確保

- ◎大都市圏における医療・介護問題への対応
- ◎大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生、福祉拠点化

### (エ) 人口減少等を踏まえた既存ストックのマネジメント強化

- ◎公共施設・公的不動産の利活用についての民間活力の活用、空き家対策の推進
- ◎インフラの戦略的な維持管理・更新等の推進

### (オ) 地域連携による経済・生活圏の形成

- ◎「連携中枢都市圏」の形成
- ◎定住自立圏の形成の促進

### (カ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保

- ◎消防団等の充実強化・ICT利活用による、住民主体の地域防災の充実

### (キ) ふるさとづくりの推進

◎「ふるさと」に対する誇りを高める施策の推進

## 2. 政策パッケージ

### (2) 地方への新しいひとの流れをつくる

#### (ウ) 地方大学等の活性化

##### 【施策の概要】

##### (前略)

さらに学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めるとともに、郷土の歴史や人物等を探り上げた地域教材を用い地域を理解し愛着を深める教育により、地域に誇りを持つ人材の育成を推進し、地域力の強化につなげていく。

(中略) こうした観点から、国が2020年までに達成すべき重要業績評価指標(KPI)を以下のとおり設定する。

#### ■ 全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築する

##### 【主な施策】

◎ (2)-(ウ)「地方大学等創生5か年戦略」(以下の3つのプランを推進する。)

②地元学生定着促進プラン(地方大学等への進学、地元企業への就職や、都市部の大学等から地方企業への就職を促進するための具体的な措置、学校を核とした地域活性化及び地域に誇りを持つ教育の推進)

##### (前略)

また、学校を核として、学校と地域が連携・協働した取組や地域資源を生かした教育活動を進めることにより、全ての小・中学校区に学校と地域が連携・協働する体制を構築するとともに、地域を担う人材の育成につながるキャリア教育や、地域に誇りを持つ教育を推進する。

### (4) 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

#### (ア) 中山間地域等における「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)の形成

##### 【施策の概要】

(前略) 基幹となる集落に、機能・サービスを集約化し、周辺集落とのネットワークを持つ「小さな拠点」(多世代交流・多機能型)において、各種の生活支援サービスを維持することなどにより、心豊かな地域コミュニティの形成を図る必要がある。

##### 【主な施策】

#### (4)-(ア)-② 公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援

集団の中で切磋琢磨しつつ学習し、社会性を高めるといふ学校の特質に照らし、学校は一定の児童・生徒の規模を確保することが望ましいが、今後少子化の更なる進展により、学校の小規模化に伴う教育上のデメリットの顕在化や、学校がなくなることによる地域コミュニティの衰退が懸念されており、各市町村の実情に応じた活力ある学校づくりを推進する必要がある。そのため、地域コミュニティの核としての学校の役割を重視しつつ、活力ある学校づくりを実現できるよう、学校統合を検討する場合や、小規模校の存続を選択する場合、更には休校した学校を児童生徒の増加に伴い再開する場合などに対応し、活力ある学校づくりを目指した市町村の主体的な検討や具体的な取組をきめ細やかに支援する。